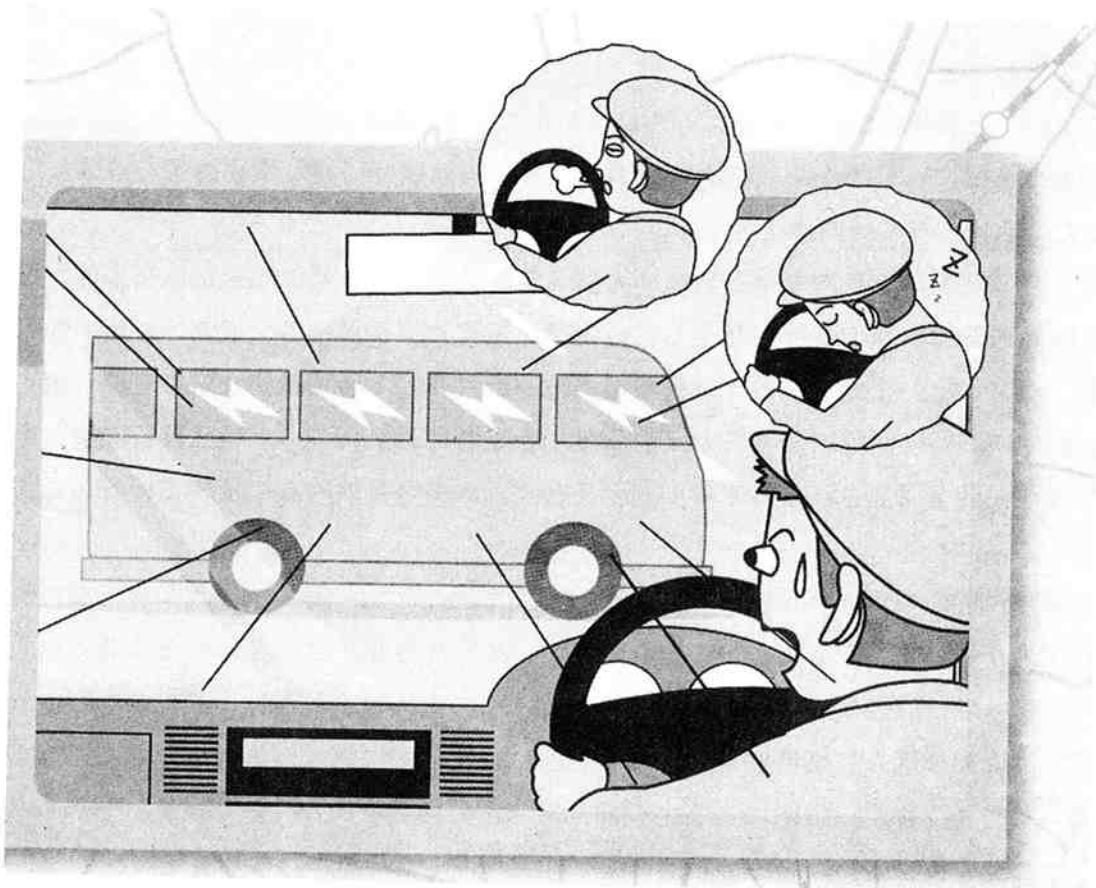




ダンプカー協会だより

社団法人
宮崎県ダンプカー協会
宮崎市橋通東2丁目9-19
（株）宮崎県建設会館内
電話 0985-22-7171
FAX 0985-23-6798

過労運転撲滅運動



○過労運転の防止 ○交通事故の防止 ○労働災害の防止

2008年1月号もくじ

1. 新年のごあいさつ 社団法人宮崎県ダンプカー協会 会長 …… 清水安次
2. 年頭の辞 九州運輸局宮崎運輸支局 支局長 …… 松元健一
3. 急激な原油価格の高騰対策
4. 過労運転・加重労働を防止する、運転者の労働時間等の改善のための基準
5. 社団法人宮崎県ダンプカー協会の概況
6. 飲酒運転根絶運動実施要領



新年のごあいさつ

社団法人宮崎県ダンプカー協会
会長 清水安次

明けましておめでとうございます。

皆様には、新年をお健やかにお迎えになられましたことを心からお慶びを申しあげます。

また、会員の皆様には日頃からご指導ご協力を頂き、お陰様で円滑な業務運営を推進しておりますことを、ここに改めて厚く感謝申上げます。

昨年は、5月に発生した県内の運送会社の大型トラックが、広島県で起きた追突事件、大分県日田市で起きた飲酒運転での暴走事件が発生し、貨物運送業務に伴う異例の交通安全対策の強化について喚起したところでした。また11月には過積載絶滅運動月間に、過積載防止対策連絡会議主催で推進大会を宮崎駅前において開催いたしました。なお、各支部におかれても、地区建設業協会とタイアップして安全推進大会を開催される等工事の安全及び交通の安全に取組んで頂いているところであります。

一方、東国原知事の掲げたマニフェストに沿って抜本的な入札・契約制度改革が行なわれ、4月から4千万円、10月から1千万円以上の公共工事が、そして今年1月からは、250万円を超えるすべての工事において一般競争入札が導入されました。そのため数十社単位で入札が執行され、しかも最低制限価格付近での低入札価格が続いていること、また過去に例のない急激な原油価格の高騰が続いていることもあり、費用負担増による企業経営が非常に厳しくなっております。しかしながら、このようなときこそ、我々業界は明るい希望を持って乗り越えて行かねばなりません。

昭和42年にダンプカー規制法が制定され、39都道府県において社団法人ダンプカー協会が設立され、昭和59年には社団法人全国ダンプカー協会ができたところであります。ところが、平成13年に省庁再編で交通安全対策業務が運輸省から国土交通省へ移管され、また、平成14年に公益法人改革で補助金が削除されてからは、解散が相次ぎ、平成16年全国ダンプカー協会が解散したのを始め、既に25県が解散、1県が休眠状態であり、残る13県が辛うじて業務を運営しているところであります。

引き続き、当協会は、関連団体との連携を図りながら推進して参りますので、今後ともご指導ご協力を賜わりますようお願い申上げますとともに、皆様方のご多幸とご健勝を心からご祈念申し上げ、新年のごあいさつといたします。

年頭の辞



九州運輸局宮崎運輸

支局長 松元健一

明けましておめでとうございます。

平成20年の新春を迎えるにあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、各地で台風や豪雨など大きな災害に見舞われましたが、宮崎県におきましても、農産物を中心に被害を受けました。また、鳥インフルエンザやノロウィルスなど食に関する身近な問題も発生しました。

本年こそは、災害のない一年であることを願いところです。

さて、本県の景気の方ですが、業種によって景況感が異なるようですが、今年は全業種に対してさらなる景気回復を願うところです。

運輸業界につきましては、長引く原油価格高騰により軽油価格は史上最高値を更新し続けており、自助努力だけでは改善困難な経営環境におかれています。

こうした中、運輸業界の現状を救済するため、昨年12月に国土交通大臣は、軽油価格高騰に伴う燃料費の上昇分について、運賃設定協議を円滑かつ適正に推進するための環境整備を目的に、日本商工会議所に対し、下請法、独占禁止法上禁止されている「買いたたき」の未然防止などを中心とした運賃設定協議における遵守事項等について、緊急協力要請を行いました。

当支局におきましても、中央段階での情勢を踏まえ、宮崎県商工会議所連合会をはじめ荷主各団体に出向き要請を行うとともに、併せて個別の荷主企業団体へも窮状を訴え、幅広く趣旨説明を展開したところであります。

ダンプカー事業は、社会資本の整備など経済活動に大きな役割を果たしております。

公共事業の削減により、厳しい事業運営を強いられていますが、是非、業界一丸となってこの難局を乗り越えていただきたいと思っております。

また、環境問題につきましては、もはや国際的要請であり、京都議定書の目標を達成すべく、ダンプカー事業をはじめとする物流分野においても、実効性のある地球温暖化対策が急務となっています。効率的で環境にやさしい物流体系構築のため、会員の皆様にはご理解とご協力を願いしたいと思います。

昨年は「食」の安全について毎日のようにテレビで謝罪会見が行われ、いわゆる「安全」と「安心」という概念が国民的に浸透した年であったと思います。

この流れは更に本格化していく方向であり、運輸業界における「輸送の安全確保」が最も重要なことを改めて認識していただきたいと思います。

国土交通省では、ダンプ規制法の趣旨を踏まえ、警察庁をはじめ関係機関との連携のもと、ダンプカーの交通安全対策の啓発活動に取り組んでいます。

当支局としましても、「過積載絶滅運動」などの機会を通じまして、事故防止の推進と安全な輸送体制づくりに努めるとともに、より一層の行政サービスの向上に取り組んでまいりますので、本年も皆様方のご理解とご支援をお願い申し上げます。

最後になりますが、本年が皆様方にとりまして良い年となりますことを祈念いたしまして、新年の挨拶といたします。

急激な原油価格の高騰対策（トラック運送業）

○ トラック事業の現状について

国内貨物輸送量は、貨物自動車が営業用・自家用含めて59%を占めており、トラック事業者の規模は、30人以下の事業者が全体の83%を占めている状況にあります。

また、30台以内の車両を有する事業者は86.6%を占めており、過去に例のない急激な原油価格高騰に伴う費用負担が増加し、厳しい経営状況下にある。

○ 原油価格高騰対策について

1 運賃設定を図るための環境整備

同業者間の下請け取引や異業者間の荷受け取引の適正化を図るためのガイドラインが検討委員会において検討中であり、平成20年度から、トラック運送業における下請け・荷主適正取引推進ガイドラインの浸透が図られることとなる。

その間における経済団体等への要請として、平成19年12月12日付けで九州運輸局長・九州経済産業局長両名で、緊急な協力要請がなされた。

2 高速道路料金の引き下げ

ガソリン税に含まれる道路特定財源の見直しに関する具体策として、国民の要望の強い高速道路料金の引き下げなどによる既存高速ネットワークの効率的活用・機能強化のための新たな措置を講ずることとなった。

トラック事業における料金引き下げの効果として、①物流の効率化 ②環境対策の推進 ③交通安全対策の推進等が図られる。

① 物流の効率化

- ・運行時間の短縮
- ・車両繰りの効率化
- ・物流コストの低減

② 環境対策の推進

- ・一般道路における渋滞緩和
- ・平均速度の向上による炭酸ガス排出量の削減

③ 交通安全対策の推進

- ・一般道路からの迂回による交通円滑化

○ 緊急な協力要請の内容

1 十分な協議による運賃設定の必要性

① 運賃については、コスト計算等に基づき、荷主、元請事業者、下請け事業者が十分な協議を行なって決定する必要がある。

- ② しかし、燃料費等の値上がりに伴うコスト増が元請事業者や荷主に認められず、一方的従来の価格での輸送を求められることがある。
- ③ なお、燃料費の高騰が明らかな状況において、資本金額等の観点から取引上優越的地位にある元請事業者又は荷主が、それぞれ下請事業者又は元請事業者等から、従来の価格のままでは対応できないとして価格の引き上げを求められたにも関わらず、これら下請事業者又は元請事業者等と十分に協議することなく、一方的に、従来どおりに価格を据え置いた場合、いわゆる「買いたたき」(下請法禁止事項第4条第1項第5号)に該当するおそれがある。

2 適切で望ましい取引形態とその具体的な事例

- ① 燃料費等の値上がりに伴うコスト増に対応するため、今後の経費動向などを踏まえた明確な算出根拠に基づいて、荷主、元請事業者、下請事業者が十分に協議を行ない、合理的な運賃を設定することが望ましく、あらかじめ算定の手法等についても合意しておくことが適切である。
- ② 具体的な事例としては、平成18年2月に(社)全日本トラック協会がガイドラインを策定した燃料サーチャージ制度(燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別立て運賃として設定する制度)を導入し、燃料価格の上昇・下落によるコストの変動分を別立て運賃として設定している例がある。
- ③ また、他産業の下請適正取引等の推進のためのガイドラインにおいては、原油・原材料価格の高騰を価格に適切に反映させた例として、従来より頻繁な価格協議の機会を持つことや、価格スライド制を採用している例がある。
- ④ 更に、下請中小企業振興法において、下請中小企業を振興するため下請事業者及び親事業者によるべき一般的な基準として「振興基準」を定めており、その中で、取引対価は、取引数量はじめ材料費、労務費、運送費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方法に基づき、下請中小企業の適正な利益を含むことなどとなるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定すべきこと、また、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化等に応じ、対価について隨時再協議を行なうものとすべきこと、が規定されている。
- ⑤ 荷主、元請事業者、下請事業者においては、こうした望ましい事例等も念頭に置きつつ運賃協議を行なうことが、適正取引を推進し、ひいては安全で安定した輸送の確保に必要である。

貨物自動車運送事業における過労運転・加重労働を防止する 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

区分	内容	
拘束時間 (※1参照)	1ヶ月 293時間以内 (毎月の拘束時間の限度を定める書面による労使協定を締結した場合には、1年の中うち6ヶ月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において320時間まで延長可。)	
最大拘束時間	1日 原則13時間以内 最大16時間以内 (15時間超えは1週2回まで)	
休息時間 (※2参照)	1日の休息時間は、継続8時間以上 (運転者の住所地での休息時間が、それ以外の場所での休息時間より長くなるように努めること。)	
運転時間	1日の運転時間は、2日平均で9時間以内 1週間の運転時間は、2週間ごとの平均で44時間以内	
連続運転時間	運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩等を確保することにより、運転を中断しなければならない。 (1回につき10分以上、かつ、合計30分以上とすることも可。)	
特例	(1) 分割休息期間	業務の必要上、勤務の終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、一定期間における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割付与可。 この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上。
	(2) 2人乗務	1日の最大拘束時間を20時間までに延長可。 休息時間を4時間に短縮可(ただし、車両内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合に限る。)
	(3) 隔日勤務の特例	業務の必要上やむを得ない場合には、2暦日における拘束時間が21時間を超えず、勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。

※1 「拘束時間」とは、始業時刻から終業時刻までをいい、運転や荷役作業を行う時間、手待ち時間(例えば、トラックが現場へ到着し、荷卸しや荷積みを始める時刻まで待機している時間などをいいます。手待ち時間も労働時間です。)及び休憩時間を合計したものです。

※2 「休息時間」とは、勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。

社団法人宮崎県ダンプカー協会の概況

1 事業の実施状況

土砂骨材等の輸送秩序を確保し、良好な労務管理を図ることにより、交通事故を防止し、もって公共の福祉に寄与するとともに、会員の健全な発展と社会的、経済的地位の向上を図ることを目的として、昭和54年9月28日知事許可を受け、宮崎市大塚町水流に事務所を置き開所している。

昭和57年から現在地の社団法人宮崎県建設業協会内で事務を引き継いでいる。

建設業を主体に11の地域支部と碎石・トラックの2職域で構成されている。

平成18年度事業は、宮崎陸運支局が開催する自動車事故防止推進、過積載絶滅運動推進や宮崎県が主催する交通安全推進等の啓蒙活動を行った。

又、各支部毎に実施している労働・交通安全推進大会や春夏秋冬及び年末年始の交通安全運動期間中の街頭指導を推進した。

2 会議の状況

定款第20条、第24条に基づき

平成18年度事業報告・決算・剩余金処分案の審議を行うため、

理事会を、平成19年5月15日開催した。

通常総会を平成19年6月5日に開催した。

3 組織及び機関の状況

社団法人宮崎県ダンプカー協会は、役員総数36名中、会長1名、副会長3名、専務理事1名、理事28名、外部監事1名を含め監事3名で組織し、定款第17条に基づき役員には報酬の支給はなく、無報酬で就任している。

ダンプカー協会の事務を処理するため事務局を置き、職員総数5名は、社団法人宮崎県建設業協会の事務を兼務し、専務理事1名、事務局長1名、総務課長1名、主事1名、書記1名で運営している。

社団法人宮崎県ダンプカー協会は、地域支部として地区建設業協会11地区及び職域支部として碎石、トラックの2団体、賛助会員3団体を含め16団体で組織している。

4 会員の状況

下表のとおり、平成18年度当初597会員、新規加入0会員、退会31会員、年度末566会員である。

平成10年度の年度末会員と比較すると、179会員も減少しており、ダンプカー協会の運営に

も支障をきたしている状況である。

各県を組織する全国協会が既に解散し、全国的には平成13年当初組織数39県であったが、解散した協会は25県、休眠1県で残る13県のみが存続している。

九州では、佐賀県と鹿児島県が解散し、残る5県で情報交換を行っている状況である。

会員数の変遷

	10	11	12	13	14	15	16	17	18
年度末	745	726	691	668	670	674	626	594	566
比率	100.0	97.4	92.7	89.6	89.9	86.8	84.0	79.7	75.9

※ 平成19年11月30日現在、会員数は502社（64会員減）となっている。

5 情報公開の状況

社団法人宮崎県ダンプカー協会の現況報告は、毎年通常総会後報告しており、役員の就退任の登記についてはその都度行い、登記完了の報告をしている。

会員名簿及び定款の閲覧については、閲覧名簿を備え付けて対応している。

6 公益法人移行対策

平成19年度から公益法人会計システムに移行した。

7 予算及び決算の状況

決算書のとおり

単位：千円

項目＼年度	11	12	13	14	15	16	17	18
収入総額	4,461	4,120	3,817	2,814	2,718	2,602	2,314	2,192
県補助金	850	850	850	850	850	800	590	400
支出決算額	4,174	4,016	3,687	2,540	2,450	2,354	1,942	1,998
次年度繰越額	287	104	130	274	268	248	372	194

上表のとおり、決算額は平成11年度対比47.9%まで落ち込んでいる。

又、県からの補助金の状況を見ると、平成11年度対比47.0%の落ち込みとなった。

今後、補助金の増額の見込みはなく、会員の退会による会費の収入減もあり、事業運営の継続が厳しい状況である。

8 内部留保の状況

なし。 次年度繰越額193,639円のみである。

社団法人都道府県ダンプカー協会の解散状況

県名	現況	県名	現況
全ダ協	解散(平成16年3月31日)	岐阜	
北海道	解散(平成17年3月31日)	愛知	解散(平成19年8月15日)
青森	解散(平成18年3月31日)	三重	
岩手	解散(平成15年3月31日)	滋賀	解散(平成16年3月22日)
宮城	解散(平成18年3月31日)	大阪	
秋田	解散(平成19年3月31日)	兵庫	解散(平成17年7月22日)
山形	解散(平成15年3月31日)	鳥取	解散(平成17年3月31日)
福島	解散(平成14年5月27日)	島根	解散(平成16年1月20日)
茨城	解散(平成16年4月30日)	広島	解散(平成16年3月31日)
栃木	解散(平成15年3月31日)	山口	解散(平成19年3月31日)
群馬	解散(平成19年11月30日)	高知	解散(平成13年3月22日)
埼玉		福岡	
千葉		佐賀	解散(平成16年3月29日)
東京	解散(平成16年3月31日)	長崎	
神奈川	解散(平成17年3月31日)	熊本	
新潟		大分	
富山		宮崎	
石川	解散(平成14年5月22日)	鹿児島	解散(平成18年3月31日)
山梨	解散(平成18年3月31日)	沖縄	
長野			

平成19年11月30日現在

飲酒運転根絶運動 実施要綱

第1期間 宮崎県交通安全対策推進本部

平成20年2月1日(金)～10日(日)



第2重点

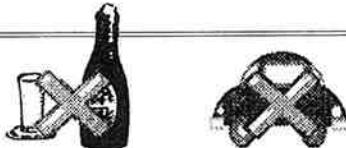
- ① 広報啓発活動の強化
- ② 飲酒運転取締りの強化



平成18年度宮崎県交通安全
ポスターコンクール小学校上学年部佳作
門川町立門川小学校
本田 妃佐喜さんの作品

【運転者は】

酒気を帯びて車両等を絶対に運転しないこと。

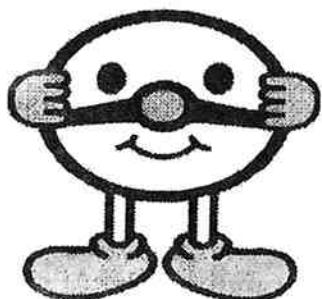


【家庭では】

- ① 飲酒運転者をするおそれがある者に対し、車両等を提供しないこと。
- ② 飲酒運転者をするおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒を勧めないこと。
- ③ 運転者が酒気を帯びていることを知りながら同乗しないこと。

【主たる推進事項】

- ① 事業所等の自動車運転者の過労・居眠り運転をはじめ、著しい速度違反や過積載違反、飲酒運転を防止するため、事業主・安全運転管理者等に対する研修会等を計画的に開催し、安全運転管理をはじめ運行管理、労務管理を強化する。
- ② 飲酒運転の危険性、反社会性及び処罰の強化等について広報・啓発を徹底し、家庭、地域、職場から飲酒運転根絶の気運を醸成する。
- ③ 飲酒運転など悪質・危険性、迷惑性の高い交通違反の取締りを強化する。



ハンドルキーパー運転をご存じですか？

ハンドルキーパーとは、やむを得ず自動車で仲間と飲食店等に行く場合に、お酒を飲まないで仲間を自宅まで送り届ける人のことです。

グループ内で飲酒しない人をあらかじめ決めておき、飲酒運転を防ぎましょう。酒類を提供するお店の方も、趣旨をご理解いただき御協力ください。

重要

道路交通法が改正され、飲酒運転の罰則強化及び酒類・車両の提供者や同乗者への罰則が新設されました。一人ひとりが主役となって飲酒運転を根絶しましょう！

**運転者本人**

	改 正 前	改 正 後
酒酔い運転	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
酒気帯び運転	1年以下の懲役又は 30万円以下の罰金	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
飲酒検知(呼気検査)拒否	30万円以下の罰金	3か月以下の懲役又は 50万円以下の罰金

運転者の周辺者**車両提供****酒類提供**

	飲酒運転を行うおそれがあるものに対し	
	車両を提供する	酒類を提供する
運転者本人が 酒酔い運転の 場合	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
酒気帯び運転の 場合	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	2年以下の懲役又は 30万円以下の罰金

同乗

車両の運転者が酒に酔った状態にあることを知りながら

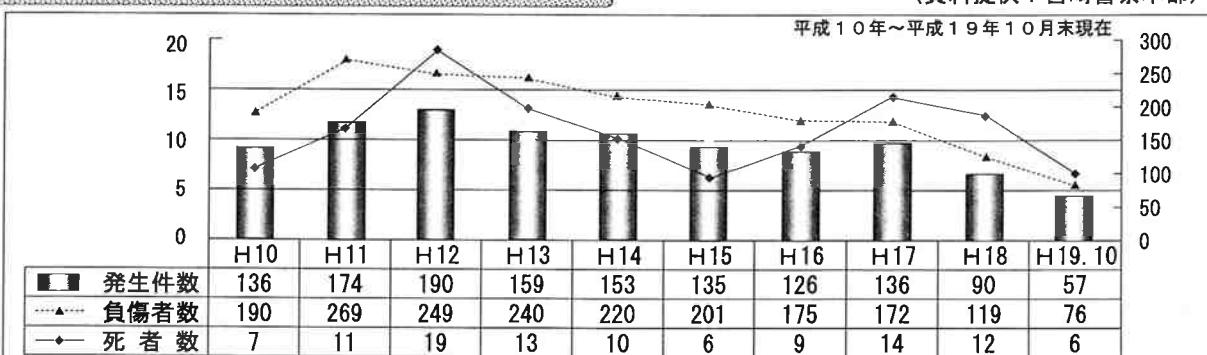
車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら

自己の運送の要求・依頼をしてその車両に同乗する

3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	2年以下の懲役又は 30万円以下の罰金

飲酒運転による交通事故状況

(資料提供：宮崎警察本部)



※ 発生件数、死傷者数ともに減少していますが、「根絶」にはほど遠い状況です。

平成20年飲酒運転根絶運動及びこの実施要綱に関するお問い合わせは・・・

宮崎県交通安全対策推進本部（宮崎県地域生活部生活・文化課内）

TEL 0985-26-7054